

第56号議案

福井県立図書館規則の一部改正について

別紙のとおり、福井県立図書館規則（昭和56年福井県教育委員会規則第一号）の一部を改正する。

平成31年3月20日提出

教育長 東村 健治

提 案 理 由

図書館システムの更新に伴い、住民基本台帳カードを利用するサービスを終了し、スマートフォン、タブレット等を利用するサービスを開始するため、所要の規定を改正する必要があるため、この案を提出する。

福井県立図書館規則の一部を改正する規則について

1 概要

- (1) 図書館システムで住民基本台帳カード（平成27年12月28日発行終了）を利用するプログラムの使用期限が終了したことから、図書館で住民基本台帳カードを使用したサービスを終了することに伴う改正
- (2) 図書館システムで、スマートフォン、タブレット等にインターネットを通じて、利用カード情報を表示する機能を整備することに伴う改正

2 改正内容

- (1) 住民基本台帳カードを利用するサービス終了に伴う改正
 - ・ 第十条から第十二条について、住民基本台帳に関する部分を削除
 - ・ 利用カード等申込書（様式第2号）から住民基本台帳の利用に関する欄等を削除
- (2) スマートフォン、タブレット等を利用するサービス開始に伴う改正
 - ・ 第十一条（利用手続）にて、スマートフォン、タブレット等での利用カード情報の提示を追加

3 施行日 平成31年4月1日

改正案	現行
<p>(利用カード)</p> <p>第十条 館外利用をしようとする者は、身元を確実に証明できるものを添えて、<u>利用カード</u> <u>申込書</u>（様式第二号または様式第二号の二）を館長に提出し、<u>利用カード</u>（様式第三号）の交付を受けなければならない。</p> <p>(削る)</p> <p>2 <u>利用カード</u>の交付を受けた者は、<u>利用カード</u> <u>申込書</u>により届け出た事項に変更が生じたときは、直ちに、その旨を館長に届け出なければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 <u>利用カード</u>は、他人に貸与し、または譲渡してはならない。</p> <p>6 <u>利用カード</u>を紛失したときは、直ちに、その旨を館長に届け出なければならない。</p>	<p>(利用カード等)</p> <p>第十条 <u>図書館資料</u>の館外利用をしようとする者は、身元を確実に証明できるものを添えて、<u>利用カード等</u> <u>申込書</u>（様式第二号または様式第二号の二）を館長に提出し、<u>利用カード</u>（様式第三号）の交付を受けなければならない。</p> <p>2 <u>住民基本台帳カード</u>（<u>住民基本台帳法</u>（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する<u>住民基本台帳カード</u>をいう。以下同じ。）に、発行市町村において<u>図書館</u>の利用に関するサービスを受けるために必要な情報を記録する処理を受けた者が、<u>利用カード</u>等<u>申込書</u>により館長に申し出たときは、<u>当該住民基本台帳カード</u>（以下「<u>図書館利用機能付住基カード</u>」という。）により館外利用ができるものとする。</p> <p>3 <u>利用カード</u>の交付を受けた者は、<u>利用カード</u>等<u>申込書</u>により届け出た事項に変更が生じたときは、直ちに、その旨を館長に届け出なければならない。</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 <u>利用カード</u>または<u>図書館利用機能付住基カード</u>は、他人に貸与し、または譲渡してはならない。</p> <p>7 <u>利用カード</u>または<u>図書館利用機能付住基カード</u>を紛失したときは、直ちに、その旨を館長に届け出なければならない。</p>

<p>(利用手続)</p> <p>第十一条 館外利用をしようとする者は、<u>利用カードを添えて、またはインターネットを通じてスマートフォン、タブレットその他これらに類する機器に表示される利用カード情報(以下「利用カード情報」という。)</u>を提示して、<u>利用しようとする図書館資料を係員に提出しなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>(利用の停止または禁止)</p> <p>第十二条 館長は、前二条の規定に違反して利用カードもしくは利用カード情報を使用した者または館長の指示に従わない者に対し、館外利用を停止し、または禁止することができる。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。</p>	<p>(利用手続)</p> <p>第十一条 館外利用をしようとする者は、<u>利用しようとする図書館資料に利用カードまたは図書館利用機能付住基カードを添えて、係員に提出しなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>(利用の停止または禁止)</p> <p>第十二条 館長は、前二条の規定に違反して利用カードもしくは図書館利用機能付住基カードを使用した者または館長の指示に従わない者に対し、館外利用を停止し、または禁止することができる。</p>
---	---

福井県立図書館規則 様式第2号 (第10条関係) 新旧対照表

(改正案)

様式第2号(第10条関係)

利用カード申込書

福井県立図書館長様

利用カードの申込みをいたします。

なお、図書館の利用については、貴館諸規定を守り、指示に従います。

※太線枠内にご記入ください。

フリガナ				生年月日 (たんじょうび) BIRTHDAY	年 月 日	性別 SEX	男性 MALE 女性 FEMALE										
氏名 (なまえ) NAME																	
現住所 (じゅうしょ) ADDRESS	〒 —																
電話番号 (でんわ) PHONE	・自宅 ・勤務先 ・呼出()様方 ・電話なし ・その他(携帯など)	—	—	左記以外の 連絡先 電話番号 OFFICE PHONE	・自宅 ・勤務先 ・呼出()様方 ・その他(携帯など)	—	—										
学校名 勤務先※注 OFFICE SCHOOL				フリガナ													
帰省先	〒 —			保護者氏名 (ほごしや)													
事務使用欄	事由	1:新規 2:変更 3:更新 4:再発行	在勤 在任	1:在学 2:在勤 3:在住	証明 確認	1:運転免許証 2:健康保険証 3:身分証明書(学生証) 4:その他()	受付年月日 年 月 日	受付者	利用カード番号								

※注) 現住所以外で連絡できる場所をご記入ください。
インターネットサービスの登録申込みを希望される方は係員に申し出てください。
お申込み事項は、当館のコンピュータに登録しますが、当館の業務以外には使用いたしません。
FOR OFFICIAL USE ONLY.

(現行)

様式第2号(第10条関係)

利用カード等申込書

福井県立図書館長様

利用カード等の申込みをいたします。

なお、図書館の利用については、貴館諸規定を守り、指示に従います。

※太線枠内にご記入ください。

フリガナ				生年月日 (たんじょうび) BIRTHDAY	年 月 日	性別 SEX	男性 MALE 女性 FEMALE										
氏名 (なまえ) NAME																	
現住所 (じゅうしょ) ADDRESS	〒 —																
電話番号 (でんわ) PHONE	・自宅 ・勤務先 ・呼出()様方 ・電話なし ・その他(携帯など)	—	—	左記以外の 連絡先 電話番号 OFFICE PHONE	・自宅 ・勤務先 ・呼出()様方 ・その他(携帯など)	—	—										
学校名 勤務先※注 OFFICE SCHOOL				フリガナ													
帰省先	〒 —			保護者氏名 (ほごしや)													
メールアドレス E-MAIL	_____																
住民基本台帳 カードの利用	<input type="checkbox"/> 利用する <input type="checkbox"/> 利用しない *発行市町村において図書館の利用に必要な情報を記録したものに限り利用できます。																
事務使用欄	事由	1:新規 2:変更 3:更新 4:再発行	在勤 在任	1:在学 2:在勤 3:在住	証明 確認	1:運転免許証 2:健康保険証 3:身分証明書(学生証) 4:その他()	受付年月日 年 月 日	受付者	利用カード番号								

※注) 現住所以外で連絡できる場所をご記入ください。
インターネットによる館外利用の予約申込みを希望される方は係員に申し出てください。
お申込み事項は、当館のコンピュータに登録しますが、当館の業務以外には使用いたしません。
FOR OFFICIAL USE ONLY.